

直方市立小学校オンライン英会話事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 6 月

直方市教育委員会

1. 目的

英語を母国語とする外国人講師とオンラインにて英語学習を行い、グローバル社会に対応するための英語による基礎的なコミュニケーション能力の育成および英語に対する学習意欲の向上を図ることを目的とする。

2. 直方市立小学校オンライン英会話事業業務委託の概要

- (1) 業務名 直方市立小学校オンライン英会話事業業務委託
- (2) 契約期間 契約締結の日の翌日～令和8年2月28日
- (3) 業務内容 「直方市小学校オンライン英会話事業業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行場所 直方市内 11 小学校
- (5) 担当部署 直方市教育委員会教育総務課

3. 見積上限額

この契約業務に係る見積上限額は、以下の通りとする。

- 2, 280, 850円（消費税及び地方消費税を含む）
- 2, 073, 500円（消費税及び地方消費税を含まない）

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 直方市の物品・役務等入札参加資格者名簿に登録されており、指名停止措置を受けていないこと。また、その登録が業種「事務処理等」、品目「教育指導」、例示品目に外国語指導、若しくはオンライン英会話に関する内容の登録があること。
- (2) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 法人等の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、次の事項に該当しないこと。
 - ・代表者等が暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるもの。以下同様）関係者である場合
 - ・代表者等が暴力団関係者を使用した場合
 - ・代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えた場合
 - ・代表者等が暴力団関係者と交際等を有している場合
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

5. 選定スケジュール

選定に係るスケジュールは以下のとおりとする。

項 目	期 日
公募の広告	令和7年6月 4日（水）
プロポーザル参加申込書提出期限	令和7年6月18日（水） 17時まで
質問書提出期限	令和7年6月18日（水） 17時まで
質問書回答期限	令和7年6月20日（金） 17時まで
提案書及び見積書提出期限	令和7年7月 2日（水） 17時まで
プレゼンテーション	令和7年7月 7日（月）
審査結果通知予定	令和7年7月10日（木）

6. 質問及び回答方法

本事業に係る質問については、「質問書」（様式1）を用いて電子メールにて行うものとし、電子メールの表題は、「質問書（オンライン英会話）」とすること。その際の着信確認は、送信者の責任において行うこと。

- （1） 送付先：n-kyoiku@city.nogata.lg.jp
- （2） 提出期限：令和7年6月18日（水） 17時必着
- （3） 回答方法：令和7年6月20日（金）までに「プロポーザル参加申込書」（様式2）を提出した全ての事業所に電子メールにて送信するものとする。

7. 提出書類について

プロポーザルに参加する者は、下記の書類を各提出期限までに教育総務課に提出すること。

- （1） プロポーザル参加申込書（様式2）
 - ・ 提出期限 令和7年6月18日（水） 17時必着
 - ・ 所定のプロポーザル参加申込書（様式2）に必要事項を記入し、教育総務課に提出すること。
 - ・ 提出方法 電子メール
 - ・ 提出期限内に本申込書の提出がなされなかった場合は、不参加とみなすものとする。
 - （2） 提案書（様式任意） 提出部数8部
 - ・ 提出期限 令和7年7月 2日（水） 17時必着
 - ・ 作成は、原則A4版、横書きで、印刷は両面印刷を基本とする。
 - ・ 提出方法は、提案書表紙（様式3）を添付して、①電子メールおよび②郵送（簡易書留）または持参（8部提出）。①②のいずれも必要とする。
- ※プレゼンテーション時には公平性の確保の為、提案書の事業者名を伏せて審査を実施する。
提案書の事業者名については、プロポーザル参加申込書到着後に教育総務課の指定するプロ

ポーザル用の名称へ変更すること。

なお、電子メールにおいて提出する提案書表紙（様式3）については、事業者名を記載すること。

（3）見積書（様式4）

- ・提出期限 令和7年7月 2日（水）17時必着
- ・提出方法 電子メール
- ・見積書は、次の内容に基づき作成したものとする。

- ① 積算内容がわかる明細を添付すること。
- ② 見積金額には業務に係る全ての経費を計上すること。
- ③ 合計金額は消費税及び地方消費税を含まないものとする。

（4）参加申込書提出後の辞退については、プロポーザル参加辞退書（様式5）を提出すること。

- ・提出期限 令和7年7月 2日（水）17時必着
- ・提出方法 電子メール

（5）提出書類の取扱い

- ① 提出された全ての書類は、返却しない。
- ② 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。

8. 提案書作成要領

提案書は以下の内容を含むこと。また、記載内容は、本実施要領及び仕様書に定める要件を満たすこと。

（1）提案内容

- ① 会社の概要
 - ・会社の名称、本社の所在地、資本金、担当営業所の名称及び所在地
 - ・営業所及び支店の数、従業員
- ② 業務実績
 - ・義務教育課程の児童生徒対象のオンライン英会話における実績
- ③ 講師
 - ・講師への研修の実施方法及び内容
 - ・講師の採用基準について
- ④ 管理
 - ・緊急時対応体制について
- ⑤ 指導内容
 - ・指導方法の特徴・工夫点等
 - ・児童の学習意欲を高める方法について

（2）提出書類

- ①様式は任意とし、形式は、A4判縦（A3用紙の綴込可）、横書きの印刷物とし、表紙、目次及びページ付けしたものを簡易製本（左綴）すること。
- ②20ページ以内（表紙、目次、見積書及び内訳書は含まない）とする。ただしA3用紙1枚は、A4用紙2枚分として扱う。
- ③本業務に係る企画提案に要する経費は、全て提出者の負担とする。

9. プレゼンテーション要領

プレゼンテーション審査対象者は以下の通りプレゼンテーションを実施する。なお、欠席の場合は辞退したものとみなす。

プレゼンテーション審査対象者が1社となった場合はプレゼンテーションを実施し、7割以上の得点を獲得した場合は、その参加事業者を契約候補者として選定する

- (1) 実施予定日 令和7年7月7日(月) 13時開始予定(参加社数により変動)
- (2) プレゼンテーションへの参加人員は3名までとする。
- (3) 所要時間は1事業者あたり30分とし、その後、質疑応答を15分程度行う。
- (4) プレゼンテーションに必要な機材のうち、スクリーンについては当市にて用意するものとする。その他、必要なパソコン、プロジェクター等は各事業者にて用意すること。

10. 事業者の選定

応募のあった提案については、直方市に設置する評価委員会において、点数方式で提案者ごとに採点し、審査を行い、入選者を選定する。

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。

尚、評価委員会は非公開とし、審査経過等、審査に関する問い合わせには応じないものとする。(採点表は別紙参考資料参照)

(1) 結果の通知

選定結果については、電子メールによる書面にて通知するものとする。通知は令和7年7月10日(木)までに発出するものとする。

(2) 瑕疵がある場合について

参加事業者の提出書類もしくは提出期限に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を選定者が審議し、その取り扱いについて決定するものとする(参加事業者にヒアリングを行う場合もあり)。また、その瑕疵が重大または悪質であり、公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、すでに決定した事項を取り消し得るものとする。

(3) 失格条件

次のいずれかに該当するときは、参加事業者または契約事業者としての決定を取り消すものとする。

- ・得点が7割に満たなかったとき。
- ・提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- ・著しく社会的信用を損なう行為等により、契約事業者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- ・契約事業者が本実施要領に定める参加資格要件に適合しなくなったとき。
- ・その他選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったとき。

11. 不決定理由の説明について

審査の結果、不決定となった参加事業者は、以下のとおり不決定の理由の説明を市に請求できるものとする。

- (1) 不決定の理由は、不決定参加事業者自身に関する事項のみを請求できることとし、他の参加事業者に関する事項を請求することはできないものとする。
- (2) 不決定の説明内容は、得点及びその順位とする。
- (3) 説明請求は書面（電子メール含む）でのみ受け付けるものとする。
- (4) 書面（電子メール含む）の提出期限は、令和7年7月14日（月）とする。

12. その他

- (1) 本実施要領に記載がない事項については、双方協議のうえ、これを定めるものとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、すべて事業者の負担とする。
- (3) 参加事業者から本実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。採用不採用に関わらず、市は本プロポーザルの報告、公表等のため必要な場合は、提出書類等の内容が無償で利用できる。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、直方市情報公開条例（平成31年条例第3号）に基づき提案書を公開することがある。

13. 問合せ・提出物郵送先

直方市教育委員会 教育総務課（直方市役所2F 27番窓口）

担当 一ノ瀬

電話 0949 - 25 - 2321 FAX 0949 - 25 - 2316

電子メール n-kyoiku@city.nogata.lg.jp

直方市役所ホームページ <http://www.city.nogata.fukuoka.jp/>